

## 第3次山梨県男女共同参画計画の策定にあたって

## 1 趣 旨

山梨県男女共同参画計画（平成18年12月策定）の計画期間が平成23年度までの5年間であることから、23年度に第3次男女共同参画計画を策定する。

## 2 考 え 方

第3次男女共同参画計画は、現行計画を基本に社会経済情勢の変化、県民意識・実態調査の分析、現行計画の検証、国の男女共同参画基本計画（第3次 H22.12 閣議決定）を勘案して策定する。

## (1) 社会経済情勢の変化

- 平成22年度国勢調査速報によると、  
平成22年10月1日現在 本県の人口は、**862,772人**  
＜平成17年10月1日現在 884,515人 21,743人(2.5%)の減＞  
昭和50年国勢調査以来増加していた人口が、前回の調査において減少に転じ、今回の調査では2回連続の減少。減少率も前回調査の0.4%を大きく上回った。

- 世帯数は**327,642世帯**  
＜平成17年10月1日現在 321,261世帯 6,381世帯(2.0%)の増＞  
昭和30年国勢調査以来増加している。  
前回調査では増加率は4.1%であったので、増加率が鈍化している。

- 高齢化率

	平成22年	平成21年	
山梨県	24.1%	23.6%	高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）
全 国	23.0%	22.5%	平成21年・総務省「推計人口」（確定値）4月1日現在 平成22年・総務省「推計人口」（概算値）4月1日現在

- 合計特殊出生率 15～49歳の年齢別の出生率（＝母親の年齢別出生数／年齢別の女性の人数）を合計したものであるが、年齢構成が異なる地域ごとの出生の状況を比較するときに用いる指標である。

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	厚生労働省
山梨県	1.31	1.35	1.35	1.34	1.38	人口動態統計
全 国	1.37	1.37	1.34	1.32	1.26	

- 出生児数総数

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	
山梨県	6,621	6,908	6,988	7,094	7,149	
全 国	1,070,035	1,091,156	1,089,818	1,092,674	1,062,530	

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化

## (2) 県施策への要望

### ① 男女共同参画社会を実現するための施策の重要度

【H22 県民意識・実態調査】概要版 P19】

- ・男女が互いに人として尊重する学校教育の充実 (80.9%)
- ・女性が再就職するための研修等の充実 (80.3%)
- ・女性のための相談窓口の充実 (78.2%)
- ・女性が社会活動をするための研修の充実 (69.7%)
- ・女性の活動を支援する団体と行政との協働 (68.0%)
- ・行政の各種委員会、審議会への女性の登用 (67.7%)
- ・企業トップの意識改革のための研修の充実 (67.6%)

### ② 行政や企業はどんな方法で女性の活躍を促進するのが良いと思うか。

【H22 県民意識・実態調査】概要版 P17】

- ・重要な方針の決定過程に参画できる知識や能力を持てるように女性の人材を養成する。 (51.8%)
- ・女性の採用や管理職への登用などに目標を設け、女性の進出を促す計画をつくる。 (47.5%)
- ・行政の審議会・委員会の委員などに女性を積極的に任命する (35.5%)

### ③ 家庭生活と仕事など他の活動を両立させていくための環境整備

【H22 県民意識・実態調査】概要版 P17】

- ・保育所や学童保育の整備、保育時間の延長 (54.1%)
- ・代替要員の確保など、男女を問わず育児・介護休業制度を利用しやすくする職場環境の整備 (39.2%)
- ・周囲の人が、仕事と家庭の両立の必要性を認識し、理解と協力を示すこと (29.2%)
- ・家事を家族が協力し合って行うこと (28.1%)

## (3) 国の第3次男女共同参画基本計画のポイント

### ① 特徴

- ◇経済社会情勢の変化等に対応して、新たに5つの重点分野を新設
- ◇実効性のあるアクションプランにするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定  
82項目(2次計画 42項目)
- ◇2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標
- ◇女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

② 重点分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ⑧ 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ⑧ 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- ⑧ 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑧ 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑧ 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

**<参考 ※ 国の第2次男女共同参画基本計画>**

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
4. 活力のある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた女性の健康支援
9. メディアにおける男女共同参画の推進
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

③ 県計画への反映が見込まれる主な国の重点分野

	国の重点分野		山梨県2次計画 重点目標
男性・子どもにとっての男女共同参画	<第3分野>	→	—
貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	<第7分野>	→	—
高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	<第8分野>	→	<Ⅱ-3>

(4) 第2次男女共同参画計画の施策体系により整理した県民意識・実態調査等からの指標

〔基本目標Ⅰ〕男女共同参画社会を形成するための意識改革

1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

固定的役割分担意識

【H22 県民意識・実態調査】概要版P4】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し

賛成 40.6% (全国41.3%) <H17県調査 49.0%>

反対 45.7% (全国55.1%) <H17県調査 41.9%>

・性別による男女の固定的性別役割分担意識は、調査を開始してから始めて、「反対」が「賛成」を上回ったが、全国に比べると依然として固定的性別役割分担意識は強い。

本県は「反対」が「賛成」より 5.1ポイント高い。

全国は「反対」と「賛成」より 13.8ポイント高い。

男女の役割分担の現実と理想 [新規]

【H22 県民意識・実態調査概要版 P6】

「家庭における男女の役割分担について」の現実と理想を聞いたところ、理想と現実で最も多かったのは、男女ともに同じ結果となった。

理想は 『夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担』 44%

現実には 『夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児を分担』 39.7%

男性については、理想も現実も『夫が家計を支え、妻が家事・育児に専念』との意見が3割ある。

言葉の認知度 [新規]

【H22 県民意識・実態調査】概要版P18】

<認知している> (「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」の合計

高い「DV(配偶者からの暴力)」 90.4% 低い「ポジティブアクション」 27.6%

「男女雇用機会均等法」 85% 「女子差別撤廃条約」 35.5%

「男女共同参画社会」 72.4% 「男女共同参画社会基本法」 42.4%

〔基本目標Ⅱ〕男女共同参画による豊かな社会づくり

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

◇データ一覧

・県審議会委員等 (37.0% 全国13位)

・女性公務員の管理職(本庁課長相当以上)登用状況【H22.12内閣府】

山梨県 3.6%(11/308) (全国37位)

市町村 8.5%(27/1052) (全国25位)

・学校教育【H22.8学校基本調査】

	校長			教頭		
	人	%	順位	人	%	順位
小学校	23	11.7%	43位	27	12.4%	43位
中学校	0	0.0%	47位	5	4.4%	37位
高等学校	2	4.5%	28位	7	9.7%	11位

- ・企業における管理的職業従事者に女性の占める割合【H17 国勢調査】  
山梨県10.95%（全国11.9%）

### 職場における男女平等意識

【H22 県民意識・実態調査概要版P16】

- ・『管理職への登用』について女性の**48%**が、「男性が優遇されている」と不平等を感じている。

## 〔基本目標Ⅲ〕男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり

### 2 多様な働き方への支援

・平成19年 就業構造基本調査結果によると、19年10月1日現在、山梨県の15歳以上人口は75万4千人で、そのうち有業者は46万3千人である。

平成14年と比べると、15歳以上人口は1千人(0.1%)の減少、有業者は2千人(0.4%)の減少となっている。

男女別にみると、有業者は男性が26万4千人、女性が19万9千人で、平成14年と比べ男性は7千人(2.7%)減少、女性は5千人(2.5%)増加している

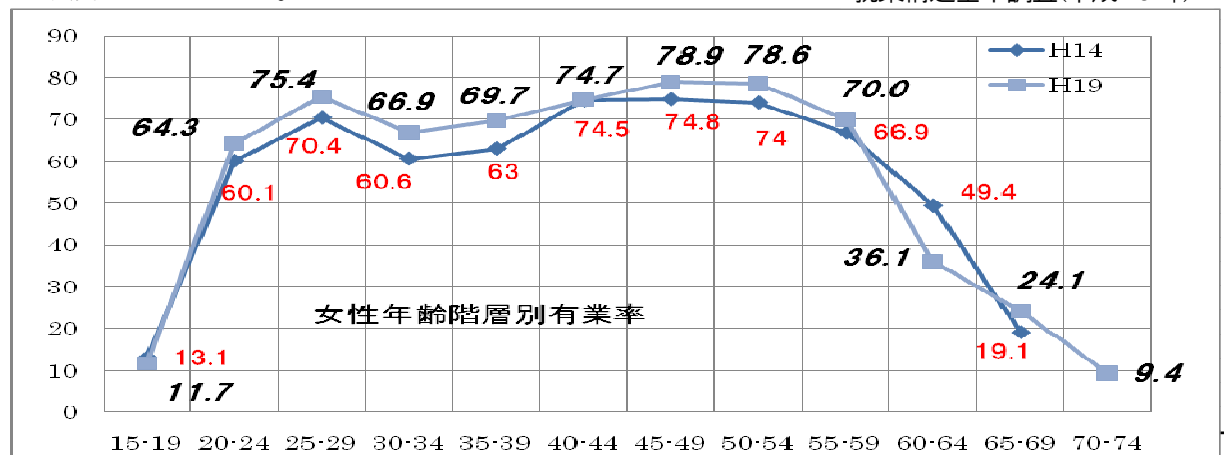
就業構造基本調査(平成19年)

		15歳以上、有業者の推移			(単位千人 %)		
		平成19年			平成14年		
		15歳以上人口	有業者	有業率	15歳以上人口	有業者	有業率
山梨県	計	754	463	61.5	755	465	61.6
	男	366	264	72.3	367	271	74.0
	女	388	199	51.4	388	194	50.0
全国	計	110,302	65,978	59.8	109,175	65,009	59.5
	男	53,283	38,175	71.6	52,827	38,034	72.0
	女	57,019	27,803	48.8	56,348	26,975	47.9

年齢階層別では、25-29歳75.4%をピークに、30-34歳66.9%、35-39歳69.7%と落ち込むが、40歳以降59歳までは、70%以上となっている。

女性の年齢階層別有業率は依然としてM字カーブを描いているものの、そのカーブは、かなり浅くなっている。

就業構造基本調査(平成19年)



### 3 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

#### 家事、育児に費やす時間〔新規〕

【H22 県民意識・実態調査概要版 P8】

・妻の家事、育児に携わる時間は長く、妻の負担は大きい

(対象 1017 人)	妻の平日	4 時間 52 分	夫の平日	53 分
	妻の休日	5 時間 52 分	夫の休日	1 時間 52 分
共働き世帯 (対象 604 人)	妻の平日	4 時間 08 分	夫の平日	49 分
	妻の休日	5 時間 13 分	夫の休日	1 時間 47 分
専業主婦世帯 (対象 268 人)	妻の平日	6 時間 56 分	夫の平日	53 分
	妻の休日	6 時間 28 分	夫の休日	2 時間 27 分

#### ワーク・ライフ・バランス

【H22 県民意識・実態調査概要版 P12】

#### ◇ 女性についての望ましい係わり方

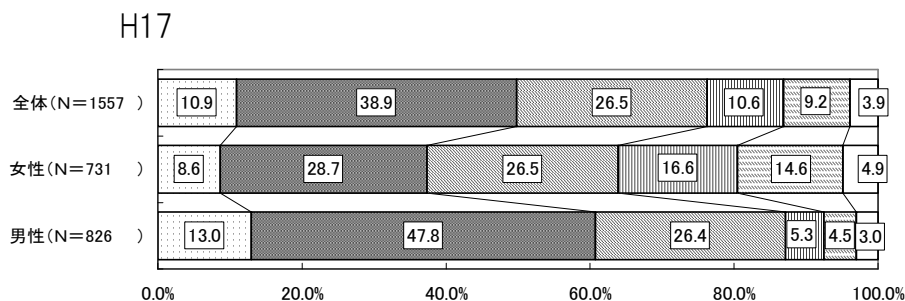
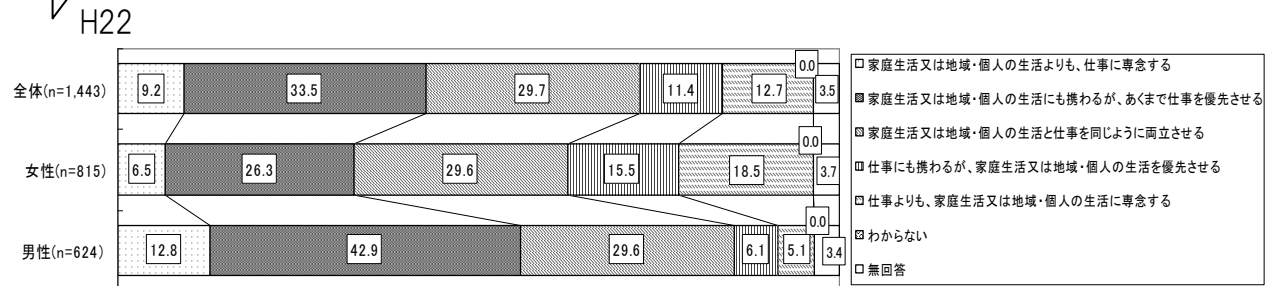
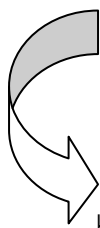
「家庭生活または地域・個人の生活と仕事を同じように両立させる。」が最も多い。前回調査と比較すると、「家庭生活または地域・個人の生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」が減っている。

#### ◇ 男性についての望ましい係わり方

「家庭生活または地域・個人の生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」が最も多いが、前回調査と比較すると、「家庭生活または地域・個人の生活と仕事を同じように両立させる。」が増えている。

#### ◇ 現在の状況

「家庭生活または地域・個人の生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」が多いが、前回調査と比較すると「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」が増えてきている。



〔基本目標Ⅳ〕 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

夫婦間の暴力と認識される行為

【H22 県民意識・実態調査概要版 P21】

「どんな場合でも暴力にあたると思う。」との回答は、男女とも『骨折、打ち身、切傷などのケガをさせる』『ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ』が高い。対して「暴力にあたるとは思わない」との回答は、男女ともに『交友関係や電話を細かく監視する』特に男性は『何を言っても長期間無視し続ける』『避妊に協力しない』も10%を超えている。

H22

	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う		暴力にあたるとは思わない	
	女性 (n=815)	男性 (n=624)	女性 (n=815)	男性 (n=624)	女性 (n=815)	男性 (n=624)
A 骨折、打ち身、切傷などのケガをさせる	85.3	82.7	11.5	12.7	0.7	0.3
B ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	77.8	74.4	18.9	19.4	0.9	1.3
C なぐるふりをして、脅す	64.3	55.4	28.1	34.8	4.3	5.0
D ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	64.7	52.7	30.1	36.5	1.7	5.9
E いやがっているのに性的な行為を強要する	73.5	63.5	21.0	27.9	2.1	3.5
F 避妊に協力しない	53.6	47.6	32.1	35.3	9.9	11.5
G 何を言っても長期間無視し続ける	52.4	44.1	35.1	39.6	8.6	11.7
H 交友関係や電話を細かく監視する	44.9	38.3	39.8	45.8	11.5	11.5
I 大声で怒鳴る、罵る	65.9	49.8	27.5	39.7	3.7	6.3

H17

	どんな場合でも暴力に当たると思う		暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う		暴力に当たるとは思わない	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
骨折、打ち身、切傷などのケガをさせる	86.0	85.0	9.3	10.0	0.1	1.3
ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	76.6	71.3	17.4	21.3	1.0	2.4
なぐるふりをして、脅す	58.3	50.2	29.7	36.7	6.6	7.9
ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	63.2	50.8	27.9	37.8	3.6	5.9
いやがっているのに性的な行為を強要する	67.4	59.6	24.2	31.0	2.7	3.4
避妊に協力しない	50.1	44.2	33.5	37.8	10.1	11.5
何を言っても長期間無視し続ける	48.6	43.2	33.4	39.6	11.9	11.6
交友関係や電話を細かく監視する	41.0	34.0	39.0	47.2	13.7	12.7
大声で怒鳴る、罵る	61.6	46.9	28.7	41.6	4.4	6.4
わざと乱暴な運転をしておどす	65.7	58.2	24.6	31.7	4.1	4.7